

鴻巣市上下水道事業運営審議会の進め方（案）

平成29年7月25日

1 審議会の目的

上下水道事業の健全な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鴻巣市上下水道事業運営審議会を置く。

この審議会は、鴻巣市上下水道事業運営審議会条例（昭和63年条例第15号）第2条に基づき、「鴻巣市水道事業ビジョン」の素案について調査及び審議を行う。任期は、諮問にかかる審議が終了するまでとする。

2 場所

原則、鴻巣市役所の会議室とする。

3 日程

以下の審議スケジュールを踏まえ、全5回を開催する。

日程	議題（予定）
第1回 7月25日(火)	(1) 審議会の進め方 (2) 審議スケジュール (3) ビジョン素案の説明・審議（その1） ア 鴻巣市水道事業ビジョンの策定の経緯【説明】 イ 鴻巣市水道事業の現状と課題【説明、質疑・回答、委員間協議】
第2回 8月24日(木)	(1) ビジョン素案の説明・審議（その2） ア 鴻巣市水道事業の現状と課題【追加回答、修正案提示】 イ 理想像、基本方針及び実現方策【説明、質疑・回答、委員間協議】
第3回 10月上旬予定	(1) ビジョン素案の説明・審議（その3） ア 理想像、基本方針及び実現方策【追加回答、修正案提示】 イ 事業計画と財政の見通し【説明、質疑・回答、委員間協議】 (2) パブリックコメントの実施内容（ビジョン案）について
10月中旬～	パブリックコメントによる意見募集（30日間）
第4回 11月下旬予定	(1) パブリックコメントの意見と回答 (2) パブリックコメントを反映させたビジョン修正案の提示 (3) 答申案【説明、質疑・回答、委員間協議】
第5回 2月予定	(1) ビジョン案の答申 (2) 委員解嘱

4 会議の公開

原則、会議は公開し、傍聴を認める。

また、審議会の配布資料及び議事録は、会議終了後に市のホームページに掲載する。

以上のほか、住民への情報提供、意見聴取に努めるため、パブリックコメントを30日間実施する。

5 委員の出席

各委員への審議会開催通知は、開催日が確定後、速やかに行う。

また、代理出席は、認めない。

6 会議資料の事前配布

会議資料は、あらかじめ委員へ提供する。

7 審議の進め方

【説明】

事務局から「鴻巣市水道事業ビジョン素案」（事務局案）を説明する。各審議会の議題は、「3 日程」の審議スケジュール表を参照のこと。

【質疑・回答】

ビジョン素案に関する事務局からの説明を踏まえ、事務局と委員間で内容確認などの質疑及び回答を行う。

【委員間協議】

審議会の議題に対し、委員間で協議を行い、必要に応じて、事務局または委員はビジョン素案の修正・追加を行う。会長は、会議毎に審議会の方向性を確認する。